

議 長 次に、日程第3「議案第37号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年6月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、松田町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

生産性向上特別措置法の施行に伴いですね、地方税法等の一部を改正する法律の中で、今回、施行される特例措置について条文の整備を図るものでございます。国が平成30年度から平成32年度までの3年間で中小企業が所有している老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ一新させる後押しをし、事業者自身の労働生産性の向上を図ることを目的とした生産性向上特別措置法を、本年5月23日に公布をしております。また、先般公布されております地方税法の一部を改正する法律の中で、今回の特例措置について生産性向上特別措置法の施行をもって施行とされているところでございます。

これを受けて、町条例において中小企業を支援することにより、中小企業の先端設備等の導入が促進されることによる産業の活性化を図るため、対象となる償却資産の固定資産税の特例措置を講ずるものでございます。

改正の内容でございますが、資本金1億円以下の法人、または従業員数1,000人以下の個人事業主等ですね、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む設備投資で、そのうち生産性向上に資する指標が旧モデル費で年平均1%以上向上する設備に対して固定資産税、償却資産の特例率をゼロとするものでございます。期間は平成31年度から平成33年度の3年間でございます。これは固定資産税の賦課期日が1月1日でございますので、平成31年度分の固定資産税からとなるものでございます。

それではですね、議案本文2枚をおめくりください。3枚目の新旧対照表を

ごらんください。左が改正案、右が現行でございます。附則でございます。

(固定資産税の課税標準の特例)のうち第13項第14号を第15号として、第13号の次に第14号として「法附則第15条第47項に定める割合は零とする」を新たに追加するものでございます。

最後に、議案本文の2ページをごらんください。施行期日につきましては、生産性特別措置法の施行日の日からとし、固定資産税に関する経過措置として、2、平成31年度以降の年度分について適用し、平成30年度分につきましては従前の例によると定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより議案第37号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。